

礼金・契約更新料なし！



新婚・多子・子育て世帯を応援します！

中堅所得者向けさいたま市市民住宅

シビック住宅天沼

入居者募集のご案内



新婚・多子・子育て世帯家賃減額制度適用で

家賃 98,000 円が 68,600 円

又は 78,400 円へ！

※減額は必要要件を満たした場合のみ適用となります。
詳しくは1～2ページをご覧ください

《ご注意》

- ・この案内をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ・申込書類はお返ししません。
- ・郵送による申込みはできません。本人又は同居する親族の方が必ずご持参ください。

(お問合せ先)

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課
さいたま市建設局建築部住宅政策課

電話 048(829)2878
電話 048(829)1521

目 次

- ・ 市民住宅について…………… 1 ページ
- ・ 申込条件と資格…………… 1 ページ
- ・ 家賃減額シミュレーション…………… 1 ページ
- ・ 家賃減額制度の条件等…………… 2 ページ
- ・ 申込から入居までの流れ…………… 3 ページ
- ・ 申込に必要な書類…………… 4～6 ページ
- ・ その他注意事項…………… 7 ページ
- ・ 個人情報の利用目的等について…………… 8 ページ
- ・ 申込の受付場所…………… 9 ページ
- ・ 世帯の収入月額算出方法…………… 10～13 ページ
- ・ 住宅の概要（家賃、間取り等）…………… 14 ページ
- ・ 申込に必要な書類関係…………… 巻末
（申込書以外は該当する方のみ提出）

●市民住宅について

市民住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第18条の規定に基づき、収入が一定の基準の範囲にあって、住宅を必要としている方のためにさいたま市が建設し、供給する公共賃貸住宅のことです。

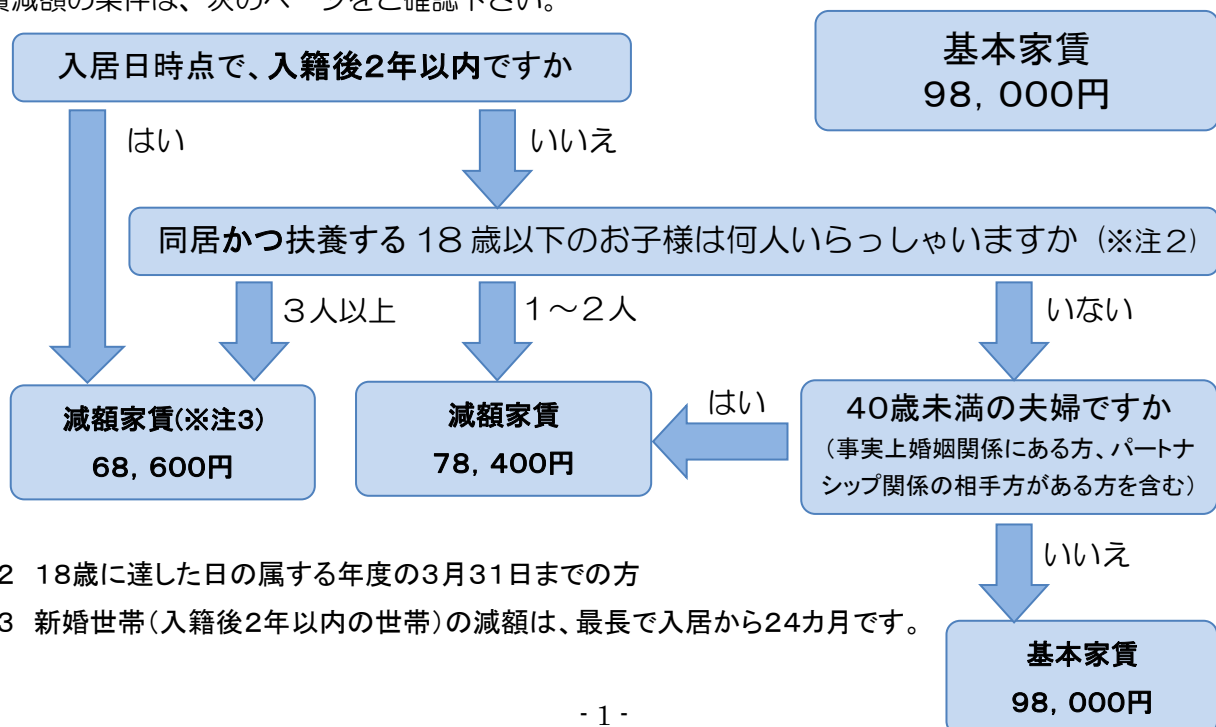
●申込条件と資格

申込ができる方は、次の①から⑥までの全ての条件を備えている方に限ります。

- ① さいたま市内に住所又は、勤務場所があること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係にある方^(※)及び婚約者を含む。)又は児童福祉法上の規定により里親に委託されている児童若しくはさいたま市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓を行ったパートナーシップ関係の相手方があること。
(ただし、親がありながら兄弟・姉妹だけなど、不自然な家族構成の方は除きます。)
※事実上婚姻関係とは、戸籍上の配偶者がなく、住民票で「未婚の妻」又は「未婚の夫」であることが確認できる場合をいいます。
- ③ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること。
※自己所有の住宅、中堅所得者向け特定公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に入居している方は申込みできません。
(※注1)
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入月額が158,000円以上487,000円以下であること。
(収入月額の計算方法は、9ページ以降を参照してください。)
※注1 40歳未満の世帯の場合は収入月額123,000円以上487,000円以下となります
- ⑤ 市民税・県民税に滞納のないこと。
- ⑥ 申込者又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

●家賃減額シミュレーション

家賃減額の条件は、次のページをご確認下さい。



※注2 18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方

※注3 新婚世帯(入籍後2年以内の世帯)の減額は、最長で入居から24カ月です。



家賃減額制度の条件等

①新婚世帯・多子世帯向け家賃減額

◎対象世帯

- ①新婚世帯・・・入籍後2年以内の世帯（夫婦の年齢制限は無く、最長で入居から24ヶ月の減額）
※事実上婚姻関係にある方、パートナーシップ関係の相手方がいる方及び入居後の婚姻は対象外となり減額されません
- ②多子世帯・・・18歳以下の子（※注4）が3人以上同居しかつ扶養する世帯
（収入月額の見算方法は、9ページ以降を参照してください）

◎減額後家賃額（月額）

68,600円

（月額基本家賃）98,000円 ⇨ 29,400円も減額されます！！

②子育て世帯向け家賃減額

◎対象世帯

- ・18歳以下の子（※注4）を扶養している世帯
- ・40歳未満の夫婦（事実上婚姻関係にある方、パートナーシップ関係の相手方がいる方を含む。）
（収入月額の見算方法は、9ページ以降を参照してください）

◎減額後家賃額（月額）

78,400円

（月額基本家賃）98,000円 ⇨ 19,600円が減額されます！！

※注4 18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方

- ◎ 基本家賃額の変動により変更することがあります。
- ◎ 世帯構成の変化により、基本家賃や子育て世帯向け減額家賃へ変更となります。

更に 礼金、契約更新料 はいただきません。

家賃減額に該当されなくても、礼金、更新料のご負担はありません。

シビック住宅天沼申込方法

＜申込から入居までの流れ＞

申 込	事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。 必要書類を揃えて、住宅の申込みをして頂きます。	
	受付場所	受付時間
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL:048-829-2878	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
※ <u>土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く</u>		



結果の通知	資格を満たしている方について、入居承認書等を送付します。
-------	------------------------------



入居説明会	埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課にて入居説明会を行います。 入居手続き関係書類及び敷金納付の確認を行った後、入居に際しての説明を行い、入居日通知書をお渡しします。
-------	--



入 居	入居指定日にカギをお渡しします。 引越しは原則として入居指定日から15日以内に行ってください。
-----	--

〈申込に必要な書類〉

[全員の方に必ず提出していただく書類]

書類の種類		備考（書類名等）	主な発行先
入居の申込書		市民住宅入居申込書	案内書付属の用紙
所得の証明書	どちらかの書類	入居者全員の個人番号（マイナンバー）確認書類 （提出書類詳細は P.5 参照）	区役所 区民課
		本年度 所得・課税（非課税）証明書 （全部事項証明書）	北部・南部市税事務所 市税の窓口
世帯員全員の住民票(市外在住の方のみ)		入居しようとする世帯の住民票 （世帯全員で証明され、本籍地・続柄が記載されているもの）	区役所 区民課
納税の証明書	どちらか該当する書類	前年度 市県民税納税証明書 ※1月から5月の間に申込みされる場合は「前々年度」のもの （例：令和3年3月の場合、令和元年度の証明書）	北部・南部市税事務所 市税の窓口
		前年度 所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書） ※1月から5月の間に申込みされる場合は「前々年度」のもの （例：令和3年3月の場合、令和元年度の証明書）	北部・南部市税事務所 市税の窓口
	さいたま市の 国民健康保険加入者	前年度 国民健康保険税納税証明書 ※1月から3月の間に申込みされる場合は「前々年度」のもの （例：令和3年3月の場合、令和元年度の証明書）	区役所 保険年金課
健康保険証のコピー		加入している健康保険証のコピー	—
現在の住居の証明	「賃貸契約書の写し」 及び 「重要事項説明書等の写し」	アパート（民営借家等）に居住している方	—
	「固定資産評価証明書」 （所有者名の記載があるもの）	親族等の家に住んでいる方（共同名義含む）	区役所 課税課
収入の証明書 （1月から5月の間に申込みされる場合のみ）		【給与所得者】 前年分源泉徴収票 【自営業】 前年分の収支明細書 （税務署の受付印のある確定申告書のコピーでも可） 【年金受給者】 前年分源泉徴収票もしくは年金改定通知書	勤務先 — 年金事務所

※所得の証明書及び納税の証明書は、中学生以下の方を除いて全員必要です。

※公的証明書は、必ず3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

[該当する方にのみ提出していただく書類]

内 容	必要な書類	主な発行先等
母子(父子)家庭	戸籍謄本（全部事項証明書） ※離婚や配偶者の死亡等が確認できるもの	本籍地の住民課
内縁関係にある世帯	それぞれの戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地の住民課
	内縁関係申立書	案内書付属の用紙
新婚世帯	戸籍謄本（全部事項証明書）※婚姻日の確認	本籍地の住民課
満 18 歳以上で配偶者のいない方がいる世帯	戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地の住民課
パートナーシップ関係にある世帯	それぞれの戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地の住民課
	パートナーシップ宣誓書受領証の写し （さいたま市が発行したもの）	さいたま市男女共同 参画推進センター
里親関係にある世帯 （里子が同居者として入居する場合）	児童委託証明書 ※同居しようとする親族等と里親関係にあることを確認できる書類	児童相談所
前年 1 月 2 日以降に現在の職場に 就職した方（1月から5月の間に申込みは前々年）	給与支払証明書	案内書付属の用紙
前年 1 月 2 日以降に自営業を開業 した方（1月から5月の間に申込みは前々年）	税務署長に提出した開業届の控え	—
	事業所得等収支明細書	案内書付属の用紙
前年 1 月 2 日以降に退職し現在無職の方 がいる世帯（1月から5月の間に申込みは前々年）	退職証明書 又は 雇用保険受給資格証のコピー	案内書付属の用紙
現在婚約中の世帯	それぞれの戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地の住民課
	婚約申立書	案内書付属の用紙
市内に勤務場所がある市外居住世帯	在職証明書 ※勤務先の代表者等が証明したもの	—

※申込をされる世帯状況により、提出書類が追加となる場合があります。

～ 個人番号（マイナンバー）にかかる提出書類について ～

シビック住宅天沼の入居申込みにあたっては、居住者全員の個人番号（マイナンバー）を確認します。
なお、個人番号（マイナンバー）を確認するにあたり、本人確認資料を含め、下記書類のご用意をお願いいたします。

（１）居住者全員が提出する書類 ※次のいずれかの書類が必要です。

- ①個人番号（マイナンバー）カード表面・裏面のコピー
- ②個人番号通知カードのコピー
- ③個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
- ④住民票記載事項証明書

注 1) ②③④を提出する場合は、以下の「（２）名義人の身元確認書類」を併せて提出ください。

注 2) ②については、氏名、住所等の記載事項に変更がある場合は使用することができません。

（２）名義人の身元確認書類 ※名義人のみの確認書類が必要です。

身元確認は、1点の書類で確認できるものと、2点の書類を用意いただくものがあります。

① 1点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついている公的な書類等）

- ・個人番号（マイナンバー）カード表面のコピー
- ・運転免許証のコピー
- ・運転経歴証明書のコピー
- ・旅券（パスポート）のコピー
- ・障害者手帳のコピー（顔写真付きのもの）
- ・在留カードのコピー
- ・特別永住者証明書のコピー
- ・住基カードのコピー（顔写真付きのもの）

② 2点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついていない公的な書類等）

- ・介護保険被保険者証のコピー
- ・後期高齢者医療受給者証のコピー（被保険者等記号・番号等に黒塗りを施した写し）
- ・健康保険被保険者証のコピー（被保険者等記号・番号等に黒塗りを施した写し）
- ・年金手帳のコピー
- ・年金証書のコピー
- ・障害者手帳のコピー（顔写真なしのもの）
- ・住民票の写し（マイナンバー記載のないもの）
- ・住民票記載事項証明書

●その他注意事項

1 お申込について

事前にご連絡のうえ、市民住宅入居申込書と申込みに必要な書類を揃え「埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課」(案内図P9)にご提出ください。

2 入居手続について

- ・お申込み後、審査を行い入居資格を満たす方には、入居手続に必要な関係書類を送付いたします。
※敷金として基本家賃額の2ヶ月分(196,000円)を納入していただきます。
- ・入居には、緊急連絡先となる方が1名必要です。
- ・入居は通知した入居日から15日以内に完了してください。

3 入居資格の喪失

次のような場合は失格となります。

- ・申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ・入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続を行わなかったとき。
- ・または、正当な理由なく通知した入居日から15日以内に入居を完了しないとき。
- ・申込みをした家族が、同時に入居できないとき。
- ・入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

4 家賃など住宅の概要

「家賃額」、「敷金」、「住宅間取り」等の概要につきましてはP14をご確認ください。

5 家賃のお支払いについて

- ・家賃は、原則として口座振替により納入していただきます。(毎月末に引落としとなります)
※家賃を3ヶ月以上滞納されたときは住宅の明渡しを請求します。
※物価の変動等により、基本家賃を変更する場合があります。

6 共益費

家賃のほかに、共同で利用する施設の費用を負担していただきます。

7 駐車場

敷地内に5台分の駐車場がありますが、空区画のない場合は付近の民間駐車場をご利用ください。

8 その他

住宅内でイヌ、ネコ等の動物を飼育することはできません。

●個人情報の利用目的等について

1. 個人情報の利用目的

- ①賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しています。なお、お求めの際は各種申請書を提出していただきます。

～ 個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口 ～

（個人情報問合せ・相談窓口）

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

～お申込先～

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

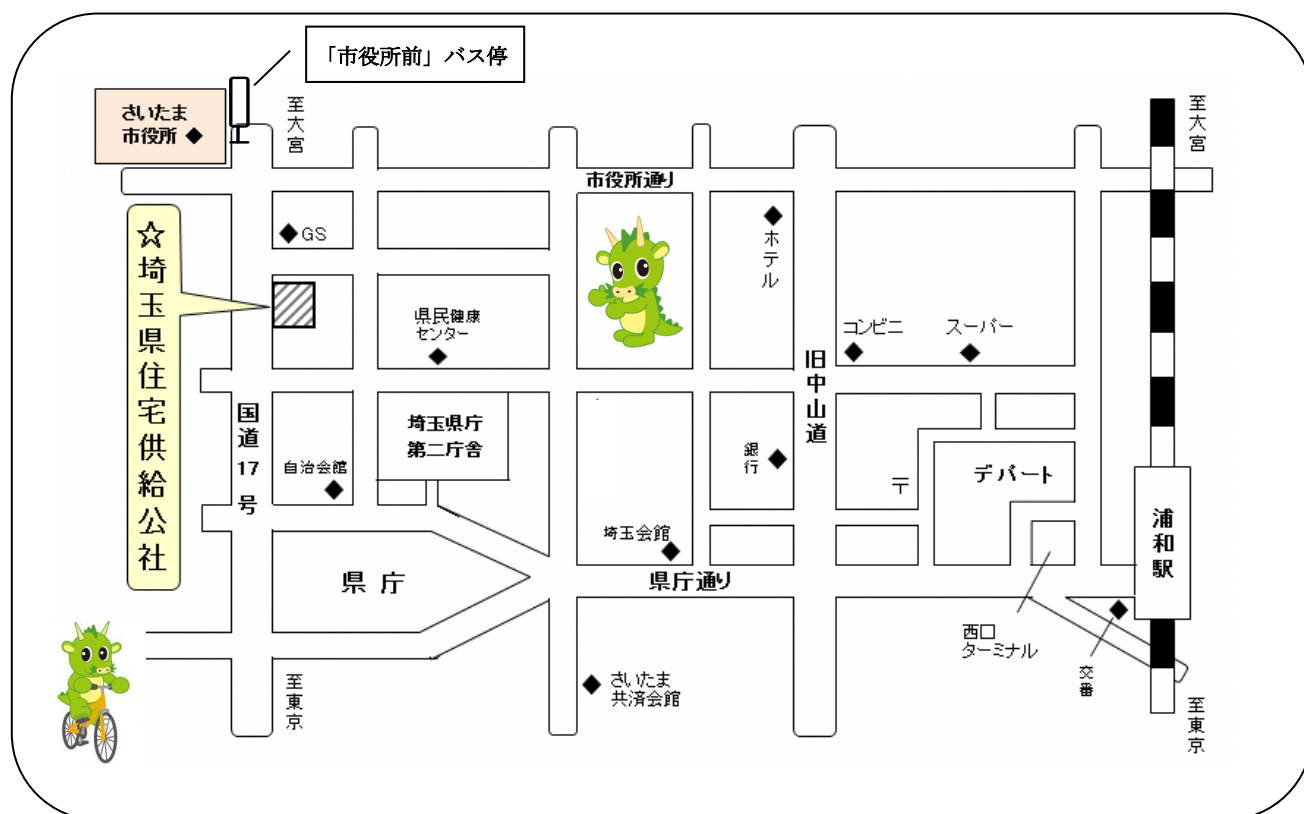
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10 2F

電話：048-829-2878

Fax：048-825-1822

<受付：午前8:30～午後5:00(土日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)>

～案内図～



(交通) JR 浦和駅西口より徒歩15分

(バス) JR 浦和駅西口から「市役所経由大久保浄水場行き」又は「西堀循環」乗車
「市役所前」下車。徒歩3分

世帯の収入月額算出方法

－原則－

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、前年1年間の収入です。ただし、前年1月2日以降に就職・転職等があった場合、本年から新たに事業を開始された方などは、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。

なお、前年1月2日以降に退職・事業の廃止などにより無収入となり、現在においても無職である場合には、収入がないものとみなし、計算に加えないこととします。

Step1 収入がある人の年間所得金額を個別に算出する。

1. 給与所得者の場合

※前年1月1日以前から継続して同一の職に就いている場合は、前年分給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間総所得金額となります。

ただし、前年1月2日以降の就職・転職された方は、次の計算式を用いて推定年間総収入金額を算出した後、計算を進めてください。

$$\frac{\text{勤続間の総収入金額} - \text{支払済賞与額}}{\text{勤続月数}} \times 12 \text{カ月} + \text{賞与額 (未払いの場合は推定額)}$$

◎月の途中で就職・転職した場合は、その月に得た収入額は除いて計算して下さい。

年間総所得金額の計算方法

ア 年間総収入金額（推定年間総収入金額）の端数整理をする。

年間総収入金額の範囲	端数処理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない。
1,619,000 円～1,619,999 円	1,619,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,620,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,622,000 円
1,624,000 円～6,599,999 円	金額を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 (例) 2,131,987 円 ÷ 4,000 = 532 円 9967 → 532 円 532 円 × 4,000 = 2,128,000 円
6,600,000 円以上	端数整理しない。



イ 年間総所得金額を算出する。

端数整理後の年間収入金額	年間総所得金額の計算方法 (円) ・ ・ A
～ 550,999 円	年間所得金額は 0
551,000 円 ～ 1,618,999 円	端数整理後の年間収入金額 - 550,000
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	端数整理後の年間収入金額 - 1,950,000 円

※所得金額調整控除

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が 10 万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で 10 万円を差し引いた額が給与所得金額となります。給与所得控除後の金額が 10 万円未満の場合はその金額を差引きます。

年間総所得金額 円

2. 事業所得者の場合

※前年1月1日以前から継続して同一の事業を続けている場合は、前年分の確定申告の「所得金額の合計」が年間総所得金額となります。

ただし、前年1月2日以降に事業を開始された方は、次の計算式を用いて推定年間総所得金額を算出してください。

$$\frac{\text{事業により得た収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{ カ月}$$

◎月の途中で事業を開始した場合は、その月に得た所得額は除いて計算してください。

年間総所得金額の計算方法

年間総収入金額	-	税法上認められた必要経費	=	年間総所得金額
---------	---	--------------	---	---------

3. 年金所得者の場合

※前年1月1日以前から年金を受給している場合は、前年分年金の源泉徴収票の「支払金額」が年間総収入金額となります。年間総収入金額を次の表にあてはめて、金額を算出してください。

ただし、前年1月以降に新たに年金の受給を開始された場合は、年金証書の年金額を使用して、年間総所得金額を算出してください。

年間総所得金額の計算方法

受給者の年齢	年金額	年間総所得金額の計算・・・A
65歳以上の方	1,100,000円以下	所得は0
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	(その年の年金額) - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(その年の年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(その年の年金額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(その年の年金額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(その年の年金額) - 1,955,000円(上限)
65歳未満の方	600,000円以下	所得は0
	600,001円 ～ 1,299,999円	(その年の年金額) - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(その年の年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(その年の年金額) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(その年の年金額) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(その年の年金額) - 1,955,000円(上限)

年間総所得金額 円

Step 2 年間総所得金額を合計する。

収入のある方が複数いる場合は、算出した年間総所得金額を足し合わせ、合計年間総所得金額を算出する。

年間総所得金額 (A)	+	年間総所得金額 (B)	+	年間総所得金額 (C)	+	・・・	=	合計年間総所得金額
円		円		円				円

Step 3

控除できる金額を確認する。

次の表の該当する項目の控除を算出する。

控除種別	控除対象者	控除額
給与等所得控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	100,000 円 × 人 = 円
同居・扶養控除	申込み本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族	380,000 円 × 人 = 円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上で 23 歳未満の人	250,000 円 × 人 = 円
老人扶養親族割増控除	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の人	100,000 円 × 人 = 円
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者が年齢 70 歳以上の人	
障害者控除	申込み本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 (2)精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で 2・3 級の人 (3)身体障害者手帳の交付を受けている人で 3 級～6 級の人 (4)戦傷病者手帳の交付を受けている人で 3 級～6 級の人 (5)年齢 65 歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの福祉事務所の認定書を交付されている人	270,000 円 × 人 = 円
特別障害者控除	申込み本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)心神喪失の常況にある人 (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1 級の人 (3)児童相談所などから重度の知的障害と判定された人 (4)身体障害者手帳の交付を受けている人で 1・2 級の人 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第 3 項症までの人 (6)原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 (7)年齢 65 歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの福祉事務所の認定書を交付されている人 (8)常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000 円 × 人 = 円
寡婦控除	所得者本人が夫と離婚してから婚姻をしていない人で扶養親族がいる人、夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てにあてはまる人 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得金額が 500 万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様に事情にあると認められる一定の人がいないこと	270,000 円 × 人 = 円 (所得が 27 万円未満の場合は当該所得額)
ひとり親控除	所得者本人で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てにあてはまる方 (1)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと (2)生計を一にする子（所得が 48 万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族ではない人）がいること (3)合計所得金額が 500 万円以下であること	350,000 円 × 人 = 円 (所得が 35 万円未満の場合は当該所得額)

※控除の内容については、法令改正により変更される可能性があります。変更された場合、追加で書類を提出していただくことがあります。

控除金額合計

円

Step4**収入月額を算出する。**

先に求めた合計年間総所得金額から控除金額を差引き 12 で除して収入月額を算出する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計年間総所得金額} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

Step5**入居資格を確認する。**

算出した収入月額が、収入基準に該当するか確認してください。

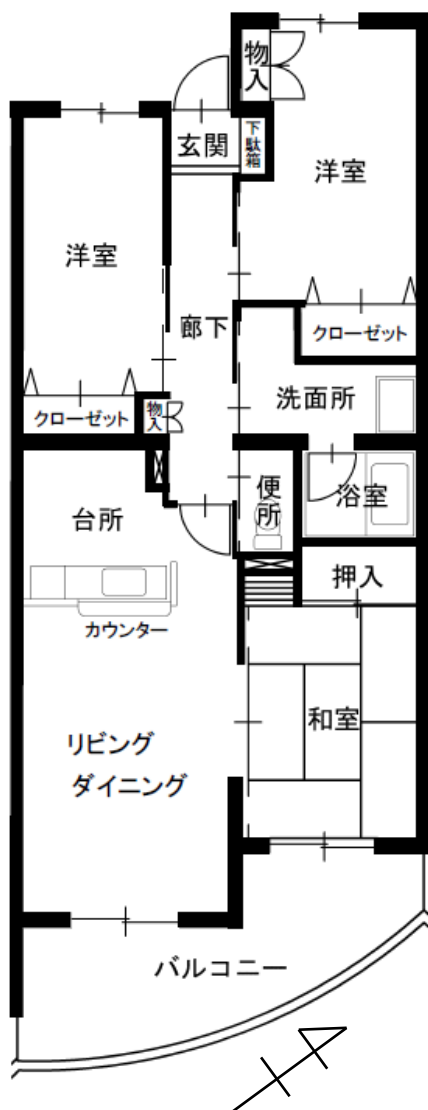
158,000円以上487,000円以下

※40歳未満の世帯の場合は123,000円以上487,000円以下となります。

住宅の概要

住宅名	シビック住宅天沼
所在地	さいたま市大宮区天沼町2丁目913番4
基本家賃額	98,000円(物価の変動等により変更有)
敷金	196,000円(基本家賃額2ヶ月分)
間取り・占有面積	3LDK 72.63㎡
構造	鉄筋コンクリート造 3階建て耐火構造
電気・ガス・水道 下水道・テレビ設備	○東京電力 30A ○東京ガス 13A ○さいたま市水道局 ○BSアンテナ ○公共下水道接続 ○Bフレッツマンションタイプ導入 ○CATV(J-COM) 導入
供用開始年月	平成9年3月
入居可能日	要相談
全住戸数	15戸
小学校・中学校	小学校:芝川小学校(300M) 中学校:大宮南中学校(1,300M)
交通手段	さいたま新都心駅(約1.8Km)、大宮駅(約2Km)、大宮駅東口バス8分(観音前: 徒歩5分)

間取り図



住宅の所在地(地図)



☆近隣にスーパー、コンビニ、銀行、郵便局
病院棟あり

申込みに必要な書類関係

(「入居申込書」「同意書」以外は該当する方のみご提出ください)

「市民住宅入居申込書」・・・申し込みされる皆様に提出いただきます。

「同意書」・・・ //

「給与支払証明書」・・・前年1月2日以降に現在の職場に就職された方

(1月から5月の間に申込みは前々年 ※)

「事業所得等収支明細書」・・・前年1月2日以降に自営業を開業された方

(1月から5月の間に申込みは前々年 ※)

「退職証明書」・・・前年1月2日以降に勤務先を退職された方

(1月から5月の間に申込みは前々年 ※)

「在職証明書」・・・さいたま市以外に居住し、さいたま市内に勤務されている方

「婚約申立書」・・・婚約関係にある方

「内縁関係申立書」・・・内縁関係にある方

※例：令和4年3月の場合、令和2年1月2日以降